

確定拠出年金法施行令および施行規則の一部を改正する政省令案に関する意見募集について

対象	DB	厚生基金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

ポイント

- ▶ 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う関係政省令案についての意見募集※2※3が開始されましたのでご案内します。
- ▶ 内容は、「運用商品提供数上限、指定運用方法（デフォルト商品）の選定基準、ポータビリティ拡充およびその他の改正項目」に関する政省令案です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案](#)
[確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案](#)

※3 意見募集期限：平成29年10月21日

今回開示された政省令案の概要

【施行日】平成30年5月1日（予定）

（確定拠出年金法施行令および施行規則の一部改正）

項目	法律の概要	政令案の概要	省令案の概要
運用商品提供数の上限定及び選定基準	<p>運用商品の提供数は政令で定める数以下とする</p> <p>（注）施行日から5年間に限り、施行日時点の商品数を上限とすることが可能。また、施行日前に納付した掛金の運用商品については制限対象外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用方法の提示数の上限を35本と定める 対象運用方法を区分する事項を規定（契約する相手方、種類、期間等で区分、細則は省令で規定） 運用方法の選定の基準として、自社株ファンド等を選定する場合はそれ以外の区分から3以上を選定すること 元本確保型商品を選定する場合はそれ以外の区分から2以上を選定すること 	<ul style="list-style-type: none"> 対象運用方法の区分に係る事項【預金】預入の相手方、種類及び預入期間 【信託（ターゲットデートファンドを除く）】契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約期間 【公社債投資信託】委託者及び運用の基本方針、国際標準化機構の規格 【ターゲットデートファンド】契約の相手方及び資産運用の方針 加入者の選択を阻害しないようターゲットデートを複数設定すること（※ターゲットデートのみが異なるものは同一のものとする）

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回開示された政省令案の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令案の概要	省令案の概要
指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化	<p>長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならぬ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約承認基準として以下の規定を加える 【企業型DC】運営管理機関等は事業主と労働組合等の協議結果を尊重すること 【個人型DC】運営管理機関は連合会にあらかじめ指定運用方法及び選定理由を提示すること ・指定運用方法の数及び種類、並びに特定期間及び猶予期間について、特定の者に不当に差別的取扱いを行わないことを規定 ・運営管理機関の説明義務の明確化及び説明義務違反に対する損害賠償責任が及ぶよう規定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定運用方法の選定基準について、長期的な観点から以下の要件を満たすこと ✓ 経済事情の変動による損失の可能性について、加入者集団の属性に照らして許容される範囲内であること ✓ 運用から見込まれる収益について、集団に必要なとされる水準が確保されると見込まれること ✓ 損失の可能性が運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること ✓ 手数料等の費用が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと ・指定運用方法の選定基準を満たすことができるよう、運営管理機関は事業主に対し、必要な情報提供を求めることができ、事業主は必要な情報を提供するよう努めること ・加入者等に係る原簿又は帳簿において指定運用方法等に係る内容を記録すること
指定運用方法(デフォルト商品)の法令化及び指定運用方法等に係る情報提供	<p>デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知すること ・加入者が選択を行わない場合、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知すること(選択を行わないまま一定期間経過した場合は、自動的にデフォルト商品を購入) 		<ul style="list-style-type: none"> ・加入者等への情報提供等の内容に、運用方法の全体構成に関する情報を追加 ・加入者等への情報提供等の内容に、指定運用方法による運用の場合、運用の指図の変更を行うことが可能であること及び加入者等本人が指図した場合と同様に運用の結果に係る責任を負う旨等を明記するよう規定 ・毎年の加入者等への通知の内容として、運用指図を行っていない個人別管理資産の額及び運用の指図が可能である旨を記載することを規定

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回開示された政省令案の概要(つづき)

項目	法律の概要	政令案の概要	省令案の概要
ポータビリティの拡充	DCからDB等、他制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充	<p>(DCから他制度に移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCから他制度に資産を移換する場合、規約にその旨を規定 ・企業型DCの資格を喪失又は企業型DCを終了する場合は、企業型DC加入者であった者に対して他制度への移換に関する説明を義務付け ・合併等に伴うDCから中退共への移換の申出は合併日から起算して原則1年を経過する日まで行うことができる ・個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得した場合、個人型DCの資産をDBに移換するときは、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、DBの加入者となった日に自動的に喪失する <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型DC加入者が企業型DCの加入者資格を取得した場合、本人からの申し出がない限り、個人型DC加入者資格は、企業型DCの加入日に自動的に喪失する ・他の企業型DCに加入していた者が企業型DCの加入者となったとき、老齢給付金の年金受給権を有している場合は、資産を加入先の企業型DCに移換しない ・脱退一時金請求時に同時に企業型DCの資産を個人型DCに移換することを義務付け 	<p>(DCからDBへの移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCからDBへ移換後、再度DCに移換した者は、申出により、DBに移換する前のDCの記録を通算させることができる <p>(DC又はDBから中退共への移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法でいう「合併等」とは、事業再編により、1つの中小企業に2つの異なる退職給付制度が併存する場合を基本的な考え方として、合併、分割及び事業譲渡を実施する場合とする <p>(DC間の移換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産移換のタイミングを転職、就職時に限定しない ・企業型DCの資格喪失者について、資格喪失時点で個人型DCの資産を保持している場合には、企業型DCの資産を個人型DCの資産に合算する

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。